

第 1 4 9 号議案

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

足立区住区センター条例（平成 2 年足立区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 足立区淵江住区センターの項を次のように改める。

足立区淵江住区センター 足立区西保木間一丁目 2 番 1 - 1 0 1 号
足立区西保木間三丁目 1 4 番 1 6 - 1 0
1 号

別表第 1 足立区長門住区センターの項を次のように改める。

足立区長門住区センター 足立区中川二丁目 2 4 番 2 - 1 0 1 号
足立区中川四丁目 4 3 番 4 号

別表第 1 足立区東伊興住区センターの項を次のように改める。

足立区東伊興住区センター 足立区東伊興一丁目 5 番 2 2 号
足立区東伊興三丁目 2 3 番 6 号

別表第 1 足立区桜花住区センターの項を次のように改める。

足立区桜花住区センター 足立区花畑六丁目 4 番 1 6 号
足立区花畑八丁目 2 番 6 号

付 則

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区東伊興住区センターのうち足立区東伊興三丁目 2 3 番 6 号に位置する住区センターの集会施設に係る平成 2 8 年 6 月 3 0 日以前の使用の承認については、足立区住区センター条例第 9 条第 2 項の規定は適用しない。

(提案理由)

足立区東伊興生活館を廃止し、足立区東伊興住区センターの一部とするとともに、その他の住区センターの位置に係る規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。